

2024 年度 保健事業実施要綱

はじめに

1. 2024 年度の事業内容について

事業内容変更がありますので、ご確認をお願いいたします。

＜変更する事業, 内容＞

- Ⅱ. 保健指導宣伝事業（機関紙「健保だより」削除）
 - Ⅲ. 疾病予防事業（メンタルサポート「電話カウンセリング」削除）
 - Ⅴ. 契約保養所（利用対象者の変更・注意事項 等、全面的に改訂）
- ※FAX での申し込みが不可となりました。

2. 用語について

この「保健事業実施要綱【事業所用】」中で使用する各用語は以下を指します。

- ・事業所：当健保組合に加入している会社（被保険者が所属する各会社）
- ・被保険者：当健保組合に加入している社員（当健保組合の保険証の交付を受けている方）
- ・被扶養者：当健保組合の扶養認定を受けた家族（当健保組合の保険証の交付を受けている方）
- ・加入者：被保険者及び被扶養者
- ・保険者：健康保険事業の運営主体（団体）。健康保険組合の他、協会けんぽ、国民健康保険等を指します。

その他

健康保険事業運営にあたり、【事務連絡事項】を掲載していますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

住友理工健康保険組合

目 次

I. 特定健康診査・特定保健指導	2～4
II. 保健指導宣伝事業	4
III. 疾病予防事業	4～7
IV. 体育奨励事業	8
V. 契約保養所	9
VI. 貸付事業	9～10
VII. 個人情報の利用目的について	10
VIII. ホームページの案内	10

【申請用紙等】ホームページからダウンロードできます。

I. 特定健康診査・特定保健指導

I-1. 特定健康診査

(1) 実施の概要

特定健康診査(以下特定健診)は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者(健康保険組合等)に実施を義務付けされた健診です。検査項目及び質問項目を満たしている健診であれば、特定健診を兼ねることができます。当健保組合では、以下のそれぞれの健診受診者を特定健診受診者として扱います。

実施主体	健診種別	被保険者	被扶養者
健保組合	人間ドック	○	○
	巡回健診(女性のみ)	△	○
	集合契約による特定健診	×	○
会社(事業所)	定期健康診断	○	×

※○印…受診可能且つ特定健診を兼ねることとなる健診

※△印…任意継続被保険者に限り受診可

※×印…受診不可

尚、健保組合が実施する健診はいずれかを、年度内1回のみ受診可能

(2) 対象者

以下の要件を全て満たす方

- ① 2024年4月1日時点の当健保組合の加入者(4月2日以降の加入ではない)
- ② 40歳以上75歳未満(年度途中で75歳に達する人を含む)
- ③ 妊産婦、海外在住、長期入院中でない方

(3) 実施期間

2024年4月1日～2025年3月31日

(4) 受診回数

年1回

(5) 健診機関

- ① 人間ドックの契約健診機関(当健保組合ホームページ[「契約健診機関」](#)を参照)
- ② 集合契約に加入している健診機関
(当健保組合ホームページ[「特定健診等実施施設検索システム」](#)参照)
- ③ 巡回健診委託機関…株式会社あまの創建

(6) 検査項目

[「基本検査項目」](#)参照

(7) 一部負担額

基本検査項目を受診した場合はなし。基本検査項目以外を受診した場合は3,000円を超えた額。但し、人間ドックを受診した方は人間ドック健診料の自己負担として3,000円、巡回健診を受診した方は巡回健診の自己負担として5,000円。

(8) 受診方法

■人間ドックを受診する場合

→ III-3.「がん検診の補助」を参照下さい。

■集合契約の健診機関で受診する場合

- ① [「特定健康診査\(集合契約\)受診券申込書」](#)を健保組合へ提出してください。受診券を発行致します。
- ② 受診券が手元に届きましたら氏名、フリガナが記載されているか確認し、記載がない場合は記入してください。受診券裏面の住所欄に必ず住所を記入してください。
- ③ かかりつけの病医院や近所の健診機関等で受診する場合は、「集合契約による特定健診」の実施の有無、受診方法(実施時間等)等を確認して予約してください。
(一部予約不要の健診機関もあります。)
- ④ 受診券と被保険者証を窓口にご提出ください。

- ⑤健保補助額を超えた金額を窓口にてお支払いください。
- ※集合契約で意味が通じない場合、「健保組合加入者で受診券が必要なタイプの特定健診は受けられますか。」と聞いてください。
- ※健保連本部のホームページ(<https://www.kenporen.com/>)から実施機関リストを確認いただくこともできますが、更新タイミングにより、内容が実際と異なることがあります。必ず実施機関への直接確認も行ってください。

検索方法

[健保連本部](#)のトップ画面下「健康保険を知る」／「特定健診・特定保健指導」／「>特定健診等実施施設検索はこちら」を選択。

「パスワード入力画面」から健保組合名「住友理工」、保険者番号「06231542」を入力。

集合契約 A または B を選択し検索してください。

(A は健診機関、B は開業医中心の契約形態です。どちらも受診可能です。)

※A、B 契約どちらにするか確認を求められた場合、「A」でお願いしてください。

(9)質問票の提出

特定健診は、受診時に国が定めた質問票を提出していただく必要があります。質問票の提出先は下記のとおりです。

①人間ドックを受診する方

人間ドック受診時に健診機関へ提出(用紙は健診機関から配付)

②定期健康診断を受診する方

定期健康診断受診時に事業所へ提出(用紙は事業所から配付)

③集合契約による特定健康診査を受診する方

受診時に健診機関へ提出(用紙は健診機関から配付)。

(10)健診結果の通知

特定健康診査の結果は、受診した健診機関から受診者に通知されます。

(11)特定健診結果の事業所への提供

被保険者が受診した人間ドック等から、当健保組合が特定健診結果としてデータ化した情報は、事業所から労働安全衛生法に基づく社員への安全配慮義務に役立てる目的で提供を依頼された場合には、これを提供するものとします。

※提供データ項目は、特定健診及び質問票項目、階層化・メタボ判定、医師の所見等(国が定める報告項目)です。

I-2. 特定保健指導

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの程度とリスク要因(腹囲、BMI、血糖、脂質血圧及び喫煙歴等)の数により階層化し、その結果から「動機付け支援」、「積極的支援」に該当した人に実施します。

(1)対象者

①情報提供

巡回健診を受診したことにより特定健康診査を受診した被保険者及び被扶養者

②動機づけ支援・積極的支援

階層化の結果、それぞれに該当する被保険者及び被扶養者

(2)実施期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

(3)実施方法

健診実施機関及び特定保健指導実施業者に委託し、専門スタッフ(保健師、管理栄養士等)の指導のもと電話・メール・面談などにより、動機付け支援は原則1回、積極的支援は3ヵ月以上、複数回の支援を行います。

(4) 必要情報の提供と入手

健康保険組合は特定保健指導委託業者へ特定保健指導対象者情報を提供し、また、対象者の勤務地、連絡先等保健指導に必要な情報を事業所から提供していただきます。

Ⅱ. 保健指導宣伝事業

Ⅱ-1. 冊子「社会保険の知識」の配付

- (1) 対象者 2024 年 4 月入社の新入社員
- (2) 配付時期 4 月
- (3) 配付方法 新入社員教育時に配付

Ⅲ. 疾病予防事業

Ⅲ-1. 巡回健診(女性限定)

- (1) 対象者(人間ドック、特定健診を受診した(する)者を除く。)
 - ① 2025 年 3 月 31 日時点で 20 歳以上の被扶養配偶者
 - ② 65 歳以上の被扶養者
 - ③ 任意継続被保険者
- (2) 実施機関
健康保険組合が委託する巡回健診機関
- (3) 実施時期と受診場所
巡回家族健診委託業者が、2024 年度に企画する健診日と受診場所
(健診日と受診場所は 2024 年 5 月～7 月に自宅に送付する案内書に記載)
- (4) 受診回数
年 1 回(人間ドックまたは特定健診を受けられる(受けた)方は受けられません。)
- (5) 検査項目
「2024 年度基本検査項目」を参照
- (6) 受診者の自己負担金
基本検査:5,000 円(受診日当日に受付で支払い。) ※オプション検査については別途案内資料に記載
- (7) 受診方法
5 月中旬～7 月上旬頃に巡回健診委託業者から送付される案内に基づき、ハガキ、インターネット、電話により申し込み、指定の日時及び場所に出向き受診します。

Ⅲ-2. 人間ドック

(1) 健診の種類と内容

種 類	日帰りドック	脳ドック
対象者	注 1) 20 歳以上の 被保険者・被扶養者	注 2) 40 歳以上の 被保険者・被扶養者
自己負担額	3,000 円	5,000 円
検査内容	人間ドック検査項目	頭部MRI・MRA
健診機関	契約健診機関	契約健診機関

注 1) 集合契約による特定健診、及び巡回健診を受診する(受診した)者を除く。

年齢は 2025 年 3 月 31 日時点

注 2) 年齢は 2025 年 3 月 31 日時点

(2)実施期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

(3)受診回数

年 1 回

(4)健診機関

契約健診機関とは

※健康保険組合連合会が契約している健診機関及び直接契約している健診機関

(当健保組合ホームページ「[契約健診機関](#)」を参照)

(5)検査項目

①「2024 年度基本検査項目」を参照

②オプション検査、追加検査を受けた場合(胃内視鏡検査、HCV 抗体検査、腫瘍マーカー検査、骨粗鬆症検査など)は自己負担となります。

但し、上部消化管 X 線検査を内視鏡検査に変更した場合、差額は自己負担となります。

(6)受診方法

①受診を希望する方は、各自に健診機関に予約した後、「[ドック等予約連絡票](#)」に記入し、必ず受診日の2週間前までに健保組合へ提出してください。健診機関への予約はご自分で行ってください。但し、海外駐在などで予約が困難な場合は、健保組合に相談ください。

受診日を変更する場合、受診をキャンセルする場合は、すみやかに[健診機関と健保組合に連絡](#)してください。

②健診機関から受診案内等が送付されてきますので、指示に従って受診してください。

③受診後、健診機関から検査結果の説明を受け、必要に応じて保健指導等を受けてください。

又、「再検査」「要精密」「要治療」と判定された場合、健診機関に相談のうえ、必要に応じて医療機関を受診してください。

(8)健診料の支払いと自己負担金

健保組合が、健診料全額を健診機関へ支払い後、自己負担金の額を被保険者の方へ通知します(被扶養者分を含む)。すみやかに「健保組合指定口座」にお振込みください。

<住友理工健康保険組合指定口座> 振込手数料は、受診者の負担です。

●振込先銀行:東海労働金庫 小牧支店

●口座番号:普通預金 7399836

●口座名義:住友理工健康保険組合 理事長鈴木豪

※自己負担金を給与から天引きしている事業所もあります。被保険者は、予め自分の所属する事業所の給与天引きの有無をご確認ください。

(9)健診結果の受取(契約機関で受診した場合)

健保組合は、受診者の保健指導および健康管理のため、健診機関から直接健診結果の提供を受けます。

Ⅲ-3. がん検診の補助

■個人で受診するがん検診

(1) 項目と補助額

項 目	子宮頸がん検診	子宮体がん検診
対 象 者	20 歳以上の被保険者及び被扶養配偶者	40 歳以上の被保険者及び被扶養配偶者
検査項目	子宮頸部細胞診検査	子宮体部細胞診検査
補 助 額	上限3,000円	上限 3,000円
項 目	乳がん検診	
対 象 者	20 歳以上の被保険者及び被扶養配偶者	
検査項目	超音波検査・X線検査(マンモグラフィー)のいずれかまたは全部	
補 助 額	上限5,000円	
項 目	肺がん検診	前立腺がん
対 象 者	19 歳以上の被保険者及び被扶養者	50 歳以上の被保険者及び被扶養配偶者
検査項目	肺ヘリカルCT	PSA検査
補 助 額	上限8,000円	上限2,000円

※年齢は 2025 年 3 月 31 日時点

※市町村でがん検診の補助がある場合および健康保険で受診した場合は、補助の対象になりません。

(2) 実施期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月末日

(3) 受診回数

年 1 回(各検診ごと)

(4) 検査機関

人間ドック契約健診機関または任意の健診機関、医療機関

(5) 受診方法

- ①各自で健診機関に予約し、受診してください。
- ②受診後、健診機関による検査結果の説明を受けてください。「再検査」「要精密」「要治療」と判定された場合、健診機関に相談のうえ、必要に応じて医療機関を受診してください。

(6) 検査料の支払い

- ①契約、契約外を問わず当日検査終了後、検査料を全額支払い、受診者個人名宛で領収書の交付を受けてください。
- ②後日、「[がん検診補助額請求書](#)」に記入の上、必ず領収書原本(受診者個人名宛)と検査結果の写しを添付し、健保組合に提出してください。内容を確認したうえで、受診者の指定した口座に補助額を振込みます。
(ア)がん検診の補助額請求書は 2025 年 4 月 10 日までに提出をお願いします。提出期限を過ぎると支払いができません。

■事業所の定期健康診断と同時に受診する検診

(1) 検診の種類と内容

項 目	胃がん検診	大腸がん検診
対 象 者	30 歳の被保険者限定	希望する被保険者
検査項目	ABC検査のみ	便潜血検査(2日法)
補 助 額	全 額	全 額

※年齢は 2025 年 3 月 31 日時点

Ⅲ-4. 歯科健診

診療所型歯科健診

(1)対象者

被保険者・被扶養者(19 歳以上)

(2)実施内容

歯科医による歯の健康状態点検、ブラッシング指導

【歯科健診センター】(国内全国)

歯科健診センターでの歯科健診

(自己負担金)なし

(実施期間)年度内いつでも可能 ・1 歯科医院につき 1 人 1 回

(実施方法)・歯科健診センター契約の歯科医院で、歯科健診を受診

(サイトアドレス)<http://www.ee-kenshin.com/m/flow1/>

【東海地区 4 県歯科医師会歯科健診】(愛知・岐阜・三重・静岡)※新規

愛知・岐阜・三重・静岡 4 県の歯科医師会と契約の歯科医院で歯科健診を受診

(自己負担金)なし ※治療に進んだときの治療費は自己負担

(実施期間)2024 年 4 月～ 9 月 に 1 人 1 回のみ

10 月～2025 年3月 に 1 人 1 回のみ 1 人通算 2 回/年

(実施方法)4 県歯科医師会契約の歯科医院で、歯科健診を実施

(サイトアドレス)<http://dental-checkup.site/>

【歯科健診補助制度】

歯科健診センター、東海地区 4 県歯科医師会と契約のない歯科医院での歯科健診に限ります

(自己負担金)上限 3,000 円

(実施期間) 年度内 1 回まで

※歯科健診センター、東海地区で歯科健診を年度内に受診したときは不可

(実施方法)「歯科健診補助額申請書」に領収書(原本)添付して請求してください。

Web歯科問診

(1)対象者

被保険者・被扶養者

(2)実施内容

Web 歯科問診

【ハミエル】

Web 歯科問診

(自己負担金)なし(歯科面談に進んだ場合の料金は自己負担)

(期間)年度内いつでも可能

(実施方法)Web にて歯科問診に答えることで口腔リスクを提供

(サイトアドレス)<https://hamieru.com/d/srkkenpo>

IV. 体育奨励事業

IV-1. [健康ポータルサイト\(Pep Up\)](https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/health_index/pepup)を利用した健康促進・体育奨励事業

- (1)対象者 被保険者
- (2)実施時期 2024年4月1日～2025年3月31日
- (3)申込方法 当健康保険組合ホームページをご参照ください。
(サイトアドレス)
https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/health_index/pepup
- (4)内容
 - 1.わたしの健康状態(40 歳以上)
160 万人の医療ビッグデータから、あなたの今の“健康年齢”がわかります。
 - 2.あなたに合わせた健康記事配信
あなたの今の健康状態に合わせた健康記事を配信します。
 - 3.アクティビティ
フットサル、ゴルフ、ヨガなど健康増進に役立つ各種アクティビティを紹介しています。
 - 4.日々の記録
体重、歩数、血圧など自分で計測し管理可能な各種データを記録・閲覧することができます。
 - 5.ウォーキングイベントへの参加
ウォーキングイベントの申込、イベント期間中の歩数データの確認等がPepUp 内でできます。
 - 6.健康イベント
健診結果改善チャレンジ(40 歳以上)、体重記録チャレンジなどのイベントを開催します。
 - 7.Pep ポイント
サービス内で記事を読んだり、イベントに参加したりすることでもらえるポイントの残高と、そのポイントで交換可能な様々な商品が掲載されます。

IV-2. RIZAP法人会員サービス

- (1)対象者 被保険者・被扶養者
- (2)内容 入会金無料
- (3)申込方法 専用サイトでの入会申込み
(サイトアドレス)
https://www.rizap.jp/lp/corp/health/01/?bid=192&first=houjin&second=sumitomoriko-kenpo&offer=admissionfee_0_190822

IV-3. ルネサンス法人会員サービス

- (1)対象者 被保険者・被扶養者
- (2)内容 法人契約での割安な提供、特別イベントの招待
- (3)申込方法 専用サイトでの入会申込み
(サイトアドレス)
<https://hpmgt.s-re.jp/840011646321>

IV-4. ヨガスタジオ LAVA 法人会員サービス

- (1)対象者 被保険者・被扶養者
- (2)内容 法人契約での割安な提供、特別イベントの招待
- (3)申込方法 専用サイトでの入会申込み
(サイトアドレス)
<https://lava-intl.co.jp/biz/lp/?code=9906036740>

V. 契約保養所

被保険者と被扶養者の心身の保養のため、リゾートホテルと利用契約を結んでいます。

(1) 利用対象者

「被保険者」・「被扶養者」・「被保険者の 2 親等内の親族」が対象です。

ただし、上記以外の方でも利用する「被保険者」・「被扶養者」1名につき、3 名まで同伴できます。

(2) 申込(予約)方法

“法人専用予約ページ”より申し込み(予約)してください。

(サイトアドレス)

<https://houjin.resorttrust.co.jp/reserve/f/html/login/login.xhtml>

(ログイン ID)

SRK00001

(パスワード)

06231542

(3) 利用可能施設・プラン

上記“法人専用予約ページ”にて、最新情報を常時閲覧できます。

(4) 利用にあたっての注意事項

①利用料金、キャンセル料金、申し込み方法の詳細などは、全て上記“法人専用予約ページ”にてご確認ください。

②「被保険者」・「被扶養者」・「被保険者の 2 親等内の親族」以外の方は、ご利用代表者になることができません。

③保養所に関するお問い合わせや、予約変更・キャンセル等のご連絡は、リゾートトラスト名古屋予約センター(TEL:052-310-2220)へご連絡ください。

VI. 貸付事業

VI-1. 高額医療費資金の貸付

(1) 貸付対象者

被保険者及び被扶養者で高額療養費の支給を受ける見込みがあり、医療費の請求を受けた方または支払った方(但し、公費負担のある方は該当しません)。

(2) 貸付額

高額療養費支給見込み額の 8 割(1,000 円未満は切捨て)

※窓口負担額のうち高額療養費相当額の 8 割を貸し付けます。

※高額療養費については、健保組合ホームページを参照してください。

(3) 申込み及び手続き

高額医療費資金貸付申込書に費用の内訳のある請求書または領収書の原本を添付し、健保組合に提出してください。

※「限度額適用認定証」をご利用ください

医療費が高額になる方は、支払い時に窓口負担額から高額療養費相当額が直接控除される、「[限度額適用認定証](#)」をご利用ください。貸付より手間が少なく済みます。

(申請書は健保組合ホームページよりダウンロードできます)

VI-2. 出産費資金の貸付

(1) 貸付対象者

妊娠 4 ヶ月(85 日)以上で医療機関に一時的な支払いが必要になった被保険者または被扶養者

(2)貸付額

出産育児一時金の8割

(3)申込み及び手続き

出産費資金貸付申込書に「妊娠 4 ヶ月(85 日)以上であることが確認できる書類(母子健康手帳の写し等)」添付し、健保組合に提出してください。

※通常は「直接支払制度」をご利用ください。

健保組合から出産育児一時金を、直接医療機関へ支払うことにより、出産時の窓口負担額を軽減する「直接支払制度」があります。通常はこちらの制度をご利用ください。医療機関との合意手続のみ(健保組合への手続不要)で、貸付より手間も少なく済みます。(但し、医療機関が対応しているか事前にご確認ください)

※医療機関が直接支払制度に対応していない場合、医療機関が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取ることができる「受取代理制度」がありますのでご利用ください。

※「直接支払制度」、「受取代理制度」をご利用にならない場合で、貸付が必要な場合に出産費資金貸付制度をご利用ください。

※直接支払制度については、健保組合ホームページを参照してください。

VII. 個人情報の利用目的について

当健保組合では、「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」に基づき、個人情報保護に取り組んでいます。(詳細はホームページに掲載)

保健事業実施にあたっては被保険者及び被扶養者の健康の保持増進を図るために個人情報を利用するもので、それ以外の目的では利用いたしません。なお、事業所及び被保険者や被扶養者の方々も個人情報保護法をご理解いただき、「申込書」「補助額請求書」などの提出及び添付書類の取扱いについては、十分配慮し、健保組合に送付くださいますようお願いいたします。個人情報の取扱いに関する苦情については窓口(健保組合)にお問合せください。

個人情報の取扱いに関する苦情窓口

住友理工健康保険組合

常務理事:森田(もりた) 事務長:蔭山(かげやま)、藤本(ふじもと)

TEL (0568)77-3514 または 内線 8-10-4060

VIII. ホームページのご案内

健康保険のしくみや保健事業などが詳しく掲載されています。健保だよりを公開しています。また、各種届出や人間ドック申込書などの申請書がダウンロードできます。

アドレス <https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp>

その他

【 ご連絡事項 】

- ・ 被保険者・被扶養者の居住地変更届の提出について
健康保険組合からの送付物が健康保険組合に登録している居住地に送付しても届かない場合があります。居住地が変更になったときは、速やかに届出するよう被保険者に周知をお願いします。
- ・ 健康診断及びがん検診にかかる結果等の提供について
特定健診受診率向上や保健指導の目的のために、下記の健康診断等の情報を利用いたします。保健事業を有効活用するためには、健康診断等の情報を活用します。
 - 特定健康診査の結果(電子的な標準記録様式での提供)
※高齢者の医療の確保に関する法律第 27 条及び厚生労働省から平成 20 年 1 月、平成 24 年 5 月、平成 30 年 2 月に「特定健診等の実施」に関する協力依頼が発信されています。
 - 健康診断(40 歳未満の被保険者)の結果 (電子的な標準記録様式での提供)
 - がん検診の結果
 - 検診受診者の氏名、被保険者証の記号と番号(請求書に記載可)